

第7章

トルコにおける市民社会と政治

間寧

はじめに

トルコ政治において、市民社会は1990年代に注目を集めようになった。本章は(1)その理由、(2)市民社会組織の実態、(3)市民社会組織の政治運動を考察する。

まず「なぜ今、市民社会か」の理由を、第1に、既存の政党・政治家および国家への信頼喪失、第2に、トルコの民主化の進展、第3に、イスラーム運動の台頭から説明する。

次に、市民社会組織の実態をその規模と目的から概観する。さらに、市民社会組織についての問題を、国会の議論（口頭・文書質問、議題外発言、議会調査動議）をもとに調べる。

最後に、市民社会組織の政治活動が1995年7月の憲法改定で解禁されて以降、市民社会組織が示した最初の主要な政治的行動である反政府運動を取り上げ、トルコの市民社会組織のもつ潜在力とその主要な構成要素について考察する。

第1節 なぜ今、市民社会か

1. 既存政党と国家への信頼低下

1990年代のトルコ政治を特徴づけるのは、一つには政治腐敗とそれによる国民の政治家に対する信頼喪失である。91年の総選挙で有権者は、祖国党的保守的な政策、特に民主化の遅れと、オザル大統領が（憲法規定上、党籍を離脱しているものの）出身政党の祖国党を通じて政治の主導権を握り独裁化していることに審判を与えた。代わって政権に就いたのは正道党と社会民主人民党（後に分裂と再統合を経て共和人民党となる）だった（表1）。

両党は連立政権で民主化のための法改正などで一定の成果を上げたものの⁽¹⁾、政治腐敗で醜態をさらした。まず、1989年統一地方選挙で中道左派の社会民主人民党市政が数多く誕生していたが、その代表格のイスタンブル市で同党派の水道局長の汚職が発覚した。それ以外の革新市政でも汚職が噂され、都市行政の非効率性も一向に改善しなかった。中道左派政党はもはや、体制批判票を引きつけられなくなった。

次に、第一与党である中道右派の正道党では1993年、デミレル総裁が大統領に転出、新総裁に経済学教授のタンス・チルレルが選ばれた。チルレル総裁はこれと同時に、トルコで初の女性首相になった。しかしこの後、急速に蓄財したチルレル首相は、多くの汚職・脱税疑惑の中心人物になった。チルレルは95年12月総選挙で首相の座から降りてからも、（自分の汚職・脱税容疑で相次いで設置された）三つの国会調査委員会が憲法裁判所へ起訴できないよう、福祉党と連立政権を樹立し、これらの国会調査委員会で過半数議席を手に入れた。チルレル総裁が自分の不正隠しのために、それまで「世俗主義体制への脅威」と唱えてきたイスラーム派政党との連立を選んだことで、正道党の信頼性は大きく低下した⁽²⁾。

1994年の統一地方選挙や95年の総選挙でのイスラーム派の福祉党の躍進は、

表1 トルコ総選挙結果（1983～95年）

主要政党	総選挙年	1983	1987	1991	1995
祖国党					
得票率(%)	45.1	36.3	24.0	19.6	
議席数	212	292	115	132	
民主左派党					
得票率(%)		8.5	10.7	14.6	
議席数		—	7	76	
正道党					
得票率(%)		19.1	27.0	19.2	
議席数		59	178	135	
人民党					
得票率(%)	30.5				
議席数	117				
愛国民主党					
得票率(%)	23.3				
議席数	71				
福祉党					
得票率(%)		7.2	16.9	21.4	
議席数		—	62	158	
社会民主人民党*					
得票率(%)		24.7	20.8	10.7	
議席数		99	88	49	
定員		400	450	450	550

(注) * 1995年より、共和人民党。

(出所) State Institute of Statistics, *Statistical Yearbook*, Ankara,
各年より筆者作成。

国民が体制政党に対して批判票を投じたとともに、汚職に染まっていない唯一の院内政党として福祉党を試したという側面をもつ。しかし、その福祉党も96年6月発足の正道党との連立政権で次第にイスラーム色を強めると、世俗派が多数を占める国民は、福祉党を世俗・民主主義への脅威という点で拒絶した(後述)。他方、96年11月の交通事故で警察幹部、正道党国会議員とギャングが1台の車に同乗していたことが発覚すると(後述)、国家に対する信頼

表2 「民主・世俗・法治国家の
原則を誰が守れるか」

機関・組織	比率(%)
憲法裁判所	31.8
市民社会組織・大学	20.2
軍部	19.3
議会	16.3
政府	12.3

(出所) *Hürriyet (İstanbul, Daily)*,
Şubat 15, 1997より筆者作成。

までが揺らいだ。残されたのは市民が連帯して不正を糾弾することだった。

イズミル県の「9月9日」大学が行った国内55県、約8万5000人の男女を対象にしたアンケート結果(表2)は、国民の政治家への不信を如実に表わした。民主・世俗・法治国家の原則を誰が守ることができるかとの問い合わせで、政府は最下位、議会は下から2番目であった。これに対し、最も多かった回答は、司法府の最高権威である憲法裁判所(31.8%)、その次に多い回答は、市民社会組織・大学であった(20.2%)。この支持率は、トルコで国民の信頼が従来から厚い軍部への支持率(19.3%)と並んでいる。

2. 市民的自由の拡大

1990年代の市民的自由の拡大において重要な役割を果たしたのは、刑事訴訟法改正、メディアの自律化と世論形成、市民社会組織の政治活動解禁である。

(1) 刑事訴訟法改正

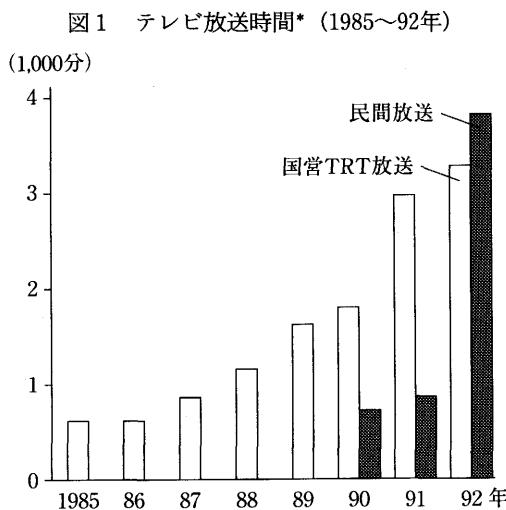
現行の1982年憲法第19条は容疑者が出廷するまでの警察による勾留期限を、個人犯罪の場合48時間、集団犯罪の場合7日と定めている。61年憲法では同

期限は両方の場合とも24時間だったが、71年の憲法改定で、個人犯罪の場合48時間、集団犯罪の場合7日に延長されている。82年憲法規定はこれを引き継いだ。長い勾留期限は、警察における拷問を助長しているとして国内外の人権団体が非難してきた点である。

1992年の改定刑事訴訟法は、82年憲法規定と同じに定めていた勾留期限を、個人犯罪・集団犯罪の両方について24時間に短縮、また集団犯罪についてのみ、法相の書面での承認がある場合4日間に、法相と担当判事双方の書面での承認がある場合8日間に、それぞれ延長できることを定め、さらにこれら延長のための要件を厳しくした。同法はまた、容疑者の肉親との面会、法務相談、黙秘などの権利を守る条項を新たに盛り込むとともに、拷問、薬物使用、強制による疲労や、容疑者に有利な（しかし不法な）約束により得られた証拠が（容疑者が証言内容を真実と認めていたとしても）法廷では無効であることを定めた⁽³⁾。

(2) メディアと世論形成

電子・活字両メディアは1990年代、世論形成により大きな役割を果たすようになってきた。特に、テレビ放送では80年代末以降、国内向けの衛星放送⁽⁴⁾開始をきっかけに、憲法と法律が定めていた国家独占が有名無実化した。92年には、民間放送局の1日の総放送時間が公営放送局のそれを上回った（図1）。さらには国内でも民間放送局が公然と設立され、放送を開始した。政府はこの既成事実が大衆の圧倒的支持を受けていることに押され93年、憲法第133条と放送法を改定してテレビ・ラジオ放送の国家独占規定を撤廃した。現在17チャンネル（うち五つが国営放送）が増えた国内テレビ放送において、政府の政策を是々非々で論じる報道番組は各局の目玉番組となっている。日々の政治情勢を知るうえで、市民が最も利用しているのが、テレビの報道番組である。各局は、日々の政治・経済・社会問題について、解説・討論番組や政治家へのインタビューを毎日のように行っている。また多くのテレビ局は毎朝、主要紙の重要記事を紹介している。



(注) * トルコ国内各紙のテレビ欄より筆者計算。

各年6月1日から7日の1日平均。ただし1985年は12月、86年は5月のそれ。

(出所) 間寧「トルコ②——テレビ——国家独占の終わり」(アジア経済研究所編『第三世界のマスメディア』明石書店、1995年) 164ページ、図18-1。

新聞⁽⁵⁾は1980~83年には軍事政権により、政治的議論を封じ込められた。続く83年からの祖国党政権下ではより巧妙な統制、例えば新規導入付加価値税の新聞への高率適用、マスコミ補助金配分での冷遇(テレビ放送の優遇)、国家独占下にある紙の価格の大幅引上げなどを受けた。これに危機感をおぼえた主要紙は80年代後半になると、報道の質の向上と範囲の拡大を目指して内容を刷新した。さらに、政権や政策に対する鋭い批判を記事や論壇で展開するようになった。91年総選挙戦では、多くの新聞は与党祖国党に対する厳しい攻撃を展開し、政権交代を実現させるうえで重要な役割を果たしたといわれる⁽⁶⁾。

(3) 市民社会組織の政治活動の自由化——1995年憲法改定

市民社会を構成する社団(非営利社団を指す。以下同じ)、財団、労働・経営

者組合、公的職業団体(商工会議所など。注⁽²⁾参照)、協同組合は、1982年憲法の詳細な規定で政治活動を禁止されていた。社団と財団(第33条)および労働・経営者組合(第52条)は、憲法第13条の「基本的権利に関する一般的制限」を侵す政治目的をもつこと、政治活動を行うこと、政党を支持またはこれに支持されること、これらの目的でお互いおよび公的職業団体と共同行動を行うことが禁じられていた。公的職業団体(第135条)も、政治活動をすること、政党、組合、社団と共同行動を行うことが禁じられていた。

長い間国内外の批判を受けてきたこれらの憲法条項は、1995年に改定された。その理由は第1に、83年から政権の座にあった祖国党が91年総選挙で下野したことである。代わって、社会民主人民党と正道党が連立政権を組んだが、両党はそれまでそれぞれ第一、第二野党として祖国党政府に強く要求してきた民主化を、今度は与党として推し進める立場に立った。連立議定書では、民主化のための法改正が謳われ、そのなかには当然、市民社会組織の政治活動解禁も含まれていた。第2に、当初95年に予定されていたEUとの関税同盟協定をEU外相理事会は承認したが、欧州議会はトルコの民主化が不十分であることを理由に批准を留保した。欧州議会は、批准の条件として、トルコの民主化での具体的な進展をあげ、その一つとして82年憲法の非民主的な条項を改正するようトルコに要求した。トルコが95年7月に憲法改定を実現すると、欧州議会は関税同盟協定を批准し、関税同盟は96年初めに発効した。

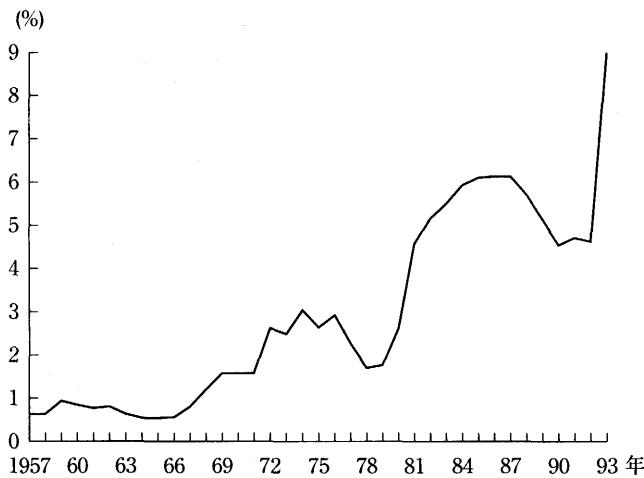
3. イスラーム運動の台頭⁽⁷⁾

共和制樹立直後に始まったトルコの世俗主義政策は、国家と宗教の分離というよりは国家による宗教の統制を目指していた⁽⁸⁾。この統制は、共和人民党の一党独裁時代(1923~50年)の初期に最も強かった。1924年に宗務庁が設立され、25年にイスラーム神秘主義教団が非合法化され、26年にイスラーム法と宗教裁判所が廃止された。これによって、イスラーム運動は打撃を受けたが、消滅はせず、地下に潜った⁽⁹⁾。イスラーム運動への国家統制は、複数政党

制の開始(46年)、さらに農村大衆を基盤とする民主党政権(50~60年)の誕生とともに相対的に緩んだが、憲法、刑法、社団法、政党法などのトルコ法体系の根幹は、依然としてイスラーム的集団の結社と言論の自由を制限し続けた。

イスラーム運動はしかし、1980年代に影響力を回復した。社会のイスラーム化に大きな役割を果たしているのは、イスラーム聖職者養成校(İmam-Hatip Liseleri)である。同校は教育省が開設⁽¹⁰⁾・監督し、その管理者と教師を任命する。95年現在で全国に448校存在する⁽¹¹⁾。3年間の中等部と4年間の高等部から成り、宗教教育(全授業の4割)に加えて一般教育(同6割)をも、普通校と同じカリキュラムかつ普通校の平均以上の水準で行っている。子供に一般教育と信仰心を同時に身につけさせたい親にとっては好都合である。高校卒業者総数に占めるイスラーム聖職者養成校卒業者の比率は80年代以降急増し、1割近くに達した(図2)。同校卒業生数は、宗教職として必要とさ

図2 高卒者に占めるイスラーム聖職者養成校卒業者の比率



(出所) State Institute of Statistics, *Statistical Yearbook*, Ankara,
各年より筆者作成。

表3 イスラーム聖職者養成校卒業生の進学先
(1988年)
(単位:人)

高等教育	第1希望者数	合格者数
法律	8,714	313
政治	4,754	199
神学	2,496	988
医学	2,078	188
工学	2,016	286
国際関係	1,255	34
その他	1,189	1,828
4年制教職	1,102	404
経営	496	145
2年制教職	474	815
通信教育	453	4,058
マスコミ教育	450	23
専門大学	341	51
トルコ語・文学	285	134
経済	182	94
歴史	170	130
労働経済	165	72
財政	123	81
教育プログラム	61	62
地理	51	26
合計	26,855	9,931

(出所) Zekai Baloğlu, *Türkiye'de Eğitim*, Türk Sanayicileri ve İşadamları Derneği, 1990, p. 137, Tablo 98.

れる数の約10倍に達している。同校学生の約9割は、大学進学や一般職への就職をめざしている。同校88年卒業生の進学希望先での第1位と第2位は、高級官僚への道である法学部と政治学部であり⁽¹²⁾、神学部は第3位にとどまっている(表3)。同校はこのように、国家機構へのイスラーム派の浸透を助長しているとの批判の対象になっている⁽¹³⁾。

イスラーム運動復活の動きはもともと1970年代頃から国家の(地理的・社会的)周辺部で起こり、中央へ波及する様相をみせてはいたが⁽¹⁴⁾、80年代の現象

を、この延長としてのみ説明することには無理がある。別の大きな理由は、80年クーデター後の国家が、トルコ・イスラーム総合といわれるイデオロギーを採用したことである。これは、ウンマ（イスラーム教徒の共同体）の概念とトルコ民族主義を、左翼主義への対抗として用いるものである。それまで世俗主義を固守してきた軍部は、70年代末の左右両派テロの経験から、社会の安定化のためにはイスラーム的倫理が有益であるとの考えに傾いていた。検察・裁判官、大学教授、官僚も同様だった。宗教を擁護する国家エリートの考え方は、82年憲法が義務づけた小中学校での宗教教育により制度化され、さらに国家主導の文化活動により強化された⁽¹⁵⁾。

1983年の民政移管選挙で勝利し、91年まで政権の座にあった祖国党が、親イスラーム的だったことももう一つの理由である。同党では多数派が宗教的保守主義、少数派が経済・政治的自由主義だった。トゥルグット・オザル初代党首・首相（1983～89年、89～93年に大統領）も両方の顔をもっていた。経済自由化を推進する一方で、自身が神秘教団のナクシベンディー派教徒であり、トルコ首相として初めてメッカ巡礼（ハッジ）を行った。同党国會議員であった⁽¹⁶⁾その弟コルクット・オザルはナクシベンディー派の有力者で、70年代の連立政権期にはイスラーム派の国家救済党から内務相として入閣した経験がある。

表4 イスラーム教団・集団の国内外組織数

教団・集団	出版	社団	財団	夏期校 ・講習	予備校 ・学校	企業
国家的視点（福祉党支持組織）	37	330	33	—	8	48
ヌルジュ	16	23	220	24	570	96
スュレイマンジュ	6	2,100	14	1,750	—	28
急進イスラーム組織	89	95	19	—	—	—
その他運動	19	13	30	1	—	—
合計	167	2,561	316	1,757	578	172

（出所） Nokta (İstanbul), Eylül 21-27, 1997, p. 23.

表5 国内イスラーム系新聞

新聞名	発行元（代表者）	発行部数*
<i>Türkiye</i>	İhlas Holding (Enver Ören)	450,000
<i>Zaman</i>	Gaye Matbaacılık (Alaeddin Kaya)	250,000
<i>Akit</i>	(Mustafa Karahasanoğlu)	80,000
<i>Milli Gazete</i>	福祉党出版組織(Hazim Oktay Başer)	44,000
<i>Yeni Şafak</i>	(Nevzat Küttük)	40,000
<i>Yeni Asya</i>	(Mehmet Kutlular)	10,000

(注) * 国内紙の1位は*Hürriyet*で54万2797部、2位は*Sabah*で、50万6671部(*The Middle East and North Africa 1996*, London: Europa Publications Limited, 1995)。

(出所) Faik Bulut, *Tarikat Sermayesinin Yükselişi, Geliştirilmiş 2. Basım*, Ankara: Doruk Yayıncılık, 1997, p. 267より筆者作成。

現在のトルコにおいて、イスラーム教団は非合法ながらその存在と活動が公然化している(表4)。ナクシベンディーやその急進的分派のスレイマンジュはコーラン授業を無許可で開講し、学生寮を運営している。サウジ資本が、イスラーム金融機関、宗教財團などの形でこれら教団の活動を支えている⁽¹⁷⁾。イスラーム系新聞の*Türkiye*の発行部数は国内第3位に達している(表5)。現体制を容認する「穏健な」イスラーム教団・運動⁽¹⁸⁾の指導者、例えばフェトゥラー・ギュレン⁽¹⁹⁾は、テレビ番組に出演するだけでなく、1995年総選挙前には主要政党党首から面会を求められた。

社会的基盤と集票力をもつイスラーム運動が拡大すれば、その政治的影響力もそれだけ強まる。中道左派政党は最も世俗主義的であることで知られているが、その民主左派党のビュレント・エデベヴィット党首でさえ1997年には、イスラーム教団にも有益なものと有害なものがあると発言している。世論でも、イスラーム教団を市民社会組織として認識するとともに、それを合法化すべきとの考えが提示されるようになった。トルコ社会では現実にイスラーム教団が存在していることと、それが非合法であることによりかえって人々の共感を呼んでいることがその主な根拠である⁽²⁰⁾。

イスラーム運動はしかし、1990年代後半になると世俗主義者に猜疑心を呼

び起こした。最大の理由は、96年6月に成立したエルバカン政権が当初の現状維持路線から半年後にイスラーム化政策（後述）に傾倒していった背景に、イスラーム派勢力の存在が見え隠れしたことである。イスラーム運動が社会の多元化をもたらすにとどまらず、世俗主義国家体制をも揺るがしかねないことを感じた世俗派市民は、市民社会組織を通じて巻き返しに出た。その運動は、主要市民社会組織が連帯したエルバカン政権辞任要求運動、8年制義務教育支持運動と続いた（第3節2参照）。これに対し、イスラーム派は8年制義務教育反対運動を展開した。現在の市民社会運動の高まりは、世俗派とイスラーム派の間の社会対立の反映でもある。

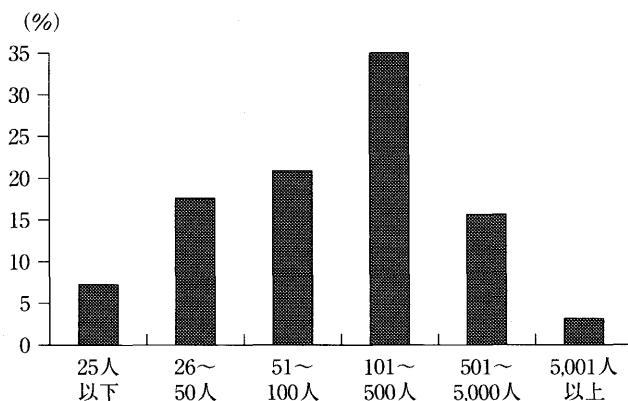
第2節 市民社会の実態

1. 規模・目的

トルコ経済社会史基金は、国連開発計画(UNDP)の援助を受けて合法的市民社会組織についての現状を1995～96年にかけて調査した。これは、全国推定で2700の財団、5万の社団⁽²¹⁾、1200の労働組合・経営者組合、協同組合、公的職業団体⁽²²⁾のなかから寄せられた合計1793の回答をもとにしている。

5種類の市民社会組織について、会員数別規模(25人以下、26～50人、51～100人、101～500人、501～5000人、5001人以上)の分布をみると、平均的な規模は小さい順に、財団、社団、労働組合・経営者組合および公的職業団体である。財団($N=359$)では会員数が100を超えるものは15.6%に限られている。社団($N=876$)では会員数が101～500人のものが最も多く、34.9%を占めている（図3）。労働組合・経営者組合や公的職業団体では会員数が501～5000人および5001人以上のものが多い。

労働組合では1996年7月現在で92の産別組合が存在し、合計270万8784人（1組合当たり平均2万9443人）の組合員をもつ。組合連合としては、中道のTürk

図3 社団の会員数 ($N=876$)

(出所) Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı, Sivil Toplum Kuruluşları Bilgi Merkezi, *Sivil Toplum Kuruluşları Rehberi*, İstanbul: Numune Matbaası, 1996より筆者作成。

-İş(組合員数201万4452), イスラーム派のHak-İş(同31万7265), 左派のDİSK(同31万3046), 民族主義のMİSK(同3925)があり, 67の産別組合がこれらに加盟している。残りの25の産別組合(組合員数6万98)は, 非加盟である。組織率(全就業者に占める組合員比率)は96年で11.2%と低い⁽²³⁾。

トルコの市民社会組織の分類別分布を, 先進国を中心とする7カ国平均と比較したのが, 表6である。データの制約上, トルコについては組織数, 7カ国平均は年間運営費と専従職員数をもとにしているため, 直接の比較から厳密な議論はできない。しかし, トルコのデータでは規模の小さい組織が, 7カ国平均データでは規模の大きな組織が, それぞれ過大評価されていることを考慮しながらトルコの市民社会組織の全体的な特徴をつかむことは可能であろう。

トルコの第1の特徴は, 業界・職業団体, 組合の比率が高いことである⁽²⁴⁾。業界・職業団体はオスマン帝国時代からギルドとして存在しており, オスマン帝国末期に結成され始めた労働組合とともに, 市民社会組織として

表6 市民社会組織の分類別分布

(%)

分類 ²⁾	トルコ				トルコと 7カ国平均の差 (A)-(D)
	組織数 (A)	年間運営費 (B)	専従職員数 (C)	(B)と(C)の平均 (D)	
文化・レクリエーション	25.1	16.5	16.9	16.7	8.4
教育・調査研究	16.6	24.0	22.1	23.1	-6.4
保健・医療	8.7	21.6	22.3	22.0	-13.2
社会サービス	10.7	19.6	24.5	22.1	-11.4
環境	5.5	0.8	0.7	0.8	4.7
地域開発・住宅	5.1	5.0	4.2	4.6	0.5
市民・権利	4.2	1.2	1.0	1.1	3.1
国際活動	1.4	1.2	1.3	1.3	0.1
民間による公益支援活動	0.0	0.5	0.8	0.7	-0.7
宗教	1.7	—	—	—	—
業界・職業団体、組合	21.0	9.2	6.1	7.7	13.3
その他	0.0	0.8	1.0	0.9	-0.9
合計	100.0	100.0	100.0	100	0.0

(注) 1) フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、アメリカ、日本、ハンガリー。

2) トルコの市民社会組織の分類は、サラモンとアンハイナーによる非営利組織国際分類に従って筆者が行った。国際分類については、レスター・M・サラモン、H・K・アンハイナー著、今田忠監訳『台頭する非営利セクター』ダイヤモンド社、1996年、186~191ページ、参考資料B参照。

(出所) トルコについては、*Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı, Sivil Toplum Kuruluşları Bilgi Merkezi, Sivil Toplum Kuruluşları Rehberi*, İstanbul: Numune Matbaası, 1996、7カ国については、レスター・M・サラモン、H・K・アンハイナー著、今田忠監訳『台頭する非営利セクター』ダイヤモンド社、1996年、192~193ページ、参考資料C、Dより筆者作成。

は最も古い部類に入る。団体形成過程の初期に現われる業界・職業団体、組合⁽²⁵⁾の比率が依然として高いことは、トルコにおける市民社会の組織化の現段階を物語っているようである。

第2に、保健・医療、社会サービスでの組織化が遅れている。大きな理由は、トルコの社会保障制度において民間医療機関での医療費が疾病保険の対象外になっていることである。1980年代に国民皆健康保険導入が検討されたが、国家財政への新たな負担への危惧から未だ実現していない。民間医療機

関（ここでの分類上、保健・医療の市民社会組織）では高額な医療費を患者が自己負担することになる。このため一般市民は国立または大学の医療機関に頼らざるをえない⁽²⁶⁾。慢性的な医師・施設不足により、国立・大学病院での診察・入院待ちは社会問題化している。

2. 問題

市民社会組織は、トルコ政治のなかでどのような問題をもっているのだろうか。新聞や雑誌では今日、市民社会組織・運動についての言及に事欠かないが、この問題に関する現存の著作・資料はきわめて少ない。そこで筆者は、市民社会組織の現状が、国会の議論でどのように取り上げられているかに着目した。具体的には、国会での口頭・文書質問、議題外発言、議会調査動議である。法案よりも、上記のような各議員や会派・政党の発案による行動の

方が現状を迅速に、また多岐に反映していると思われるからである（表7～10参照）。

表7 国会質問・議題外発言・
議会調査動議（1983～97
年*）

（N=124）

組織の種類	論調	件数
社団 (N=17)	肯定的	5
	否定的	11
	中立的	1
財団 (N=60)	肯定的	9
	否定的	39
	中立的	12
労働組合 (N=47)	肯定的	44
	否定的	0
	中立的	3
合計	—	124

（注）* 1997年6月現在。

（出所）表8、表9、表10より筆者作成。

1980年の軍事クーデター後、83年12月にトルコ国会が再開されてから97年6月までに、社団について17件、財団について60件、労働組合について47件の口頭・文書質問、議題外発言、または議会調査動議が行われた（表7）。これをみると、社団は肯定的にも否定的にも取り上げられる機会が少ないのでに対し、財団では否定的な取り上げ方が多い。最大の問題は内部不正で、営利事業を非営利に見せかけて脱税すること、財団経営者による横領や不正流用、設立目的外の活動（とくに

表8 社団についての国会質問・議題外発言・議会調査動議
(1983~97年*)

(N=17)

	件数
肯定的（支持・擁護）	
トルコ農家連盟保養所への公有地貸与中止	1
過去1カ月で活動停止させられた社団	1
社団に対する1980年以降の法的障害	1
人権擁護連盟への警察による弾圧	1
人権擁護連盟主催のクルド問題集会が不許可	1
小計	5
否定的（批判・追及）	
社団法適用での二重基準（ロータリークラブ）	2
アラウィー派連盟会長の発言	1
トルコ宗務局の名をかりたイスラーム社団同盟	1
フリーメーソン的社団の監視	1
ライオンズクラブの活動についての調査	1
ロータリークラブの活動についての調査	1
医療事務をトルコ労働者退職連盟へ不正発注	1
市の土地が供与された社団	1
市の土地の供与を受けた社団の特徴	1
社団への市の土地の供与	1
小計	11
中立的（情報請求）	
社団への補助金額	1
小計	1

(注) * 1997年6月現在。

(出所) トルコ国會議事録より筆者作成。

宗教活動)などから成る。労働組合では支持・擁護のための取り上げが圧倒的である。当局や雇用者による組合(員)への不当な扱いが問題とされているほか、公務員への団結権付与も要求されている⁽²⁷⁾。

社団は1982年憲法で活動規制を最も強く受けた市民社会組織であった。そのために社会的影響力がこれまであまりなかったことに加え、特定の政党との繋がりがほとんどないことから、政党も積極的にその問題を取り上げてい

表9 財団についての国会質問・議題外発言・議会調査動議
(1983~97年*)

	(N = 60)	件数
肯定的（支持・擁護）		
政府財団から地元財団への財政移転の有無	5	
県環境財団に対する閣僚の介入	1	
財団活動への法的規制	1	
財団寮の建設計画の有無	1	
当局による財団登録拒否	1	
小計	9	
否定的（批判・追及）		
ある財団の詳細	3	
財団関係者による横領	3	
財団の非法活動	2	
財団への不正な公有地提供疑惑	2	
財団の会社への貸与	1	
財団への免税による税収低下	1	
財団への公有地の不正提供	1	
財団への監視不足	1	
財団の目的外活動	1	
財団の不動産目録要求	1	
財団の不正な土地取得疑惑と営利行為	1	
財団の財務係保証付き対外債務	1	
財団の営利活動	1	
財団による官僚接待	1	
財団についての疑惑	1	
原理主義財団への優遇疑惑	1	
官庁から財団への事業委託の有無	1	
ユダヤ基金への免税	1	
アルメニア・ギリシャ協会財団	1	
財団の収益事業	1	
財団理事の所得隠し	1	
補助金を受ける公共財団への監視	1	
大学と付属財団の癒着の疑い	1	
身体障害者寮の一部の財団への貸与	1	
森林保護財団による林野の宅地化	1	
宗教財団による夏期学校	1	
宗教財団とモスク	1	
財団所有地に建てられた建物	1	
財団所有地にある公娼館	1	
財団資産の貨幣価値	1	
財団所有とされる土地の価格	1	
財団財産の不正運用	1	
財団所有建物の貸与・売却	1	
小計	39	
中立的（情報請求）		
財団への補助金額	2	
免税財団への補助金額	2	
バザールの復興	1	
環境財団職員について	1	
県別財団数	1	
財団に関する情報要求	1	
財団局による飲酒レストランへの隊商宿賃貸	1	
財団資産の貸与条件	1	
財団所有地上の不動産売却規制	1	
財団数	1	
小計	12	

(注) * 1997年6月現在。
(出所) トルコ国會議事録より筆者作成。

表10 労働組合についての国会質問・議題外発言・議会調査動議
(1983~97年*)
(N = 47)

	件数
肯定的（支持・擁護）	
公務員の組合化	2
組合活動家の左遷	2
ILO協約批准の必要性	1
外資系企業での非組合化	1
教員の組合化	1
教員への団結権付与の可能性	1
教員団結権確立のための政府の措置	1
教員労組強制解散の内務省令	1
公務員の組合化の遅れ	1
公務員の組合化の動きへの政府の対応	1
公務員の組合活動の権利	1
公務員の団結権法制化作業の現段階	1
公務員組合の団体交渉権	1
公務員賃上げ	1
公務員労組の強制解散と組合活動抑圧	1
国営企業ストライキへの警察の弾圧	1
国営企業での労働者解雇	1
国家による監督の名目での労組抑圧	1
政府部门就業者の問題	1
組合の団体交渉権喪失のおそれ	1
組合の法的権利	1
組合員であることを理由にした解雇	1
組合運動家の警察による弾圧	1
組合化阻止のための企業による圧力	1
組合結成申請を知事が拒否	1
公共部門の組合活動に参加した公務員へ懲罰	1
団交代表労組認定での差別	1
団交代表労組認定での問題	1
団交代表労組認定と組合員登録確認の問題	1
知事が公務員労組の活動を禁止	1
知事の反組合的態度	1
不法な配転	1
民営化される国営企業の労働者の問題	1
労組に対する与党の態度	1
労組の政治活動権	1
労組幹部の東南部への配転	1
労働三権の行使の実態	1
労働者の権利制限がもたらした問題	1
小計	44
中立的（情報請求）	
革新市政の公共企業体における組合化の現状	1
政府系経営組合の解散の可能性	1
組合員登録の不正を理由に放送禁止措置	1
小計	3

(注) * 1997年6月現在。

(出所) トルコ国會議事録より筆者作成。

なかった。

一方、財団のかなりの部分は社団に対する厳しい規制を逃れるために設立されたといわれる。そのため、「ある目的のために財産を継続的に提供する」という財団の本来の趣旨を越えた社団的活動（利益配分以外の共通の目的ための集団的活動），さらには隠れた収益事業も行われていることが問題となっている。

労働組合も社団と同様に1982年憲法で規制が強化されているが、労使関係については活動の権利が認められている。国会で取り上げられているのはその権利が実際に侵されている場合である。さらに労働組合は、中道左派政党にとって重要な支持基盤である。このため、労働組合についての問題のほとんどは、中道左派政党国会議員により取り上げられている。

つまり、現在の市民社会組織についての問題は、規制が比較的緩やかな財団については、不正行為が行われていること、活動がより制限されていた労働組合や社団については、その権利の回復と拡大が必要なことといえよう。

第3節 市民社会による政治参加の萌芽

1. 国家と犯罪組織の癒着を糾弾する、1分間消灯運動

1996年11月3日、トルコ北西部のバルケスィル県ススルルク郡で乗用車とダンプカーの衝突事故が起きた。国内中を驚かせたのは、事故自体ではなく乗用車に同乗していた人物だった。それは、指名手配中のギャング、アブドゥラー・チャトルとその愛人、それに元イスタンブル警察副局長ヒュセイン・コジャダーと与党正道党国会議員のセダト・ブジャクである。事故での生存者は、国会議員とダンプカー運転手だけだった。

治安関係者と与党国会議員がギャングと行動をともにしていたことは、国家が犯罪組織と結びついていることを強く示唆した。福祉党・正道党連立政

権は、捜査には及び腰だった。一つには国会議員が正道党出身だったことがあるが、より大きな理由は、近年の治安部門の最大の責任者が正道党のメフメト・アーアル内務相だったことである。彼は、1995年12月総選挙で当選するまでにアンカラ警察局長、イスタンブル警察局長および警察庁長官を歴任した内務官僚だった。事件の真相解明の過程で、矛先は当然アーアルに向かうことが予想されたからである。彼はその後、表面上は私的 lý由で内務相を辞任するが、それで問題は収まらなかった。

新聞やテレビ報道番組は連日ススルルク事件を特集し、治安関係者と組織犯罪者の間の過去からの繋がりを、文書や関係者の証言から洗い出した。テレビでは全国放送が約20局、新聞では全国紙が約60紙と、激しい競争下にあるメディアは、ススルルク事件取材を加熱させ、一般市民の関心を事件に釘付けにした。治安関係者が組織犯罪者を利用したり麻薬の密売にも関わっていたことを示す状況証拠をメディアがこぞって次々に明らかにすると、国民の国家に対する不信感は決定的になった。

国家が犯罪者を登用していたことと、事件についての政府による追及が一向に進まないことに抗議するため1997年2月1日、「明るい社会のための1分間消灯」運動が、税理士、歯科医、教師、建築家、弁護士、広告代理業者などが世話人となって開始された。人々は午後9時になると1分間消灯し、鍋釜をたたいたりクラクションを鳴らしたりして抗議の意思を表した。これは全国規模の市民的不服従運動として1ヵ月余り続いた。同運動の行動声明は、国家に対する不満の表明であり、政権を直接糾弾することを避けていた。政争の当事者にならず、党派を超えた市民的連帯を築くことを目的にしていたためと思われる。しかし運動参加者は、世俗主義擁護とイスラーム体制拒絶をも主張した。97年に入ってからエルバカン政権のイスラーム的傾向が強まっていたためである（後述）。また、首相やカザン法相が1分間消灯運動を反政権運動と捉えて非難したこと、同運動のエルバカン政権批判を勢いづかせる結果となった。同運動は、4月にも繰り返され、後の倒閣運動の大きな支えとなった。

2. イスラーム派首班政権への辞任要求運動

1996年6月に成立したエルバカン政権は当初、野党時代の強硬論から一転して現状維持路線をとり、世論から「エルバカンのUターン」と皮肉られた。しかしイスラーム派政権としての独自性を発揮できないことに対する組織や支持層の不満が高まると、97年初めからイスラーム化政策に転じた。また福祉党の非合法的組織化の動きも明らかになってきた（表11）。

イスラームの断食月にあたっていた1997年1月、エルバカン首相はイスラーム教団アジズメンディー派の指導者を首相官邸でのイフタル（1日の断食明けの夕食）に招いたり⁽²⁸⁾、公務員の帰宅がイフタルに間に合うように就業時間を繰り上げる閣令を出したりした。カザン法務相は大学生や公務員のイスラーム・ヴェイルおよび頭部スカーフの着用を解禁する法令改定案を発表した。トルコ中央部カイセリ県の福祉党支部が制服の「私的警護団」を結成、福祉党党員が過去半年の間に5万丁の空気銃を入手したことも報道された。さらに2月初め、首都アンカラ郊外シンジャン市の福祉党ベキル・ユルドゥズ市長が、イスラエルを非難しPLOと連帯するための「エルサレムのタベ」を主催した。中東諸国イスラーム原理主義指導者のポスターが張られ

表11 エルバカン政権のイスラーム化路線（1997年1～2月）

イスラーム化に向けた政策・行為	結果
イスラーム教団（非合法）との首相官邸での会見 断食月の就業時間を繰り上げる閣令	—
大学生や公務員のヴェイル・スカーフ解禁法令案	行政裁判所判決により失効
福祉党地方支部が警護団を結成	連立第二与党閣僚の反対で実現せず
福祉党党員が5万丁の空気銃を入手との報道	検察が支部幹部の解任命令
福祉党市長がイラン大使を招いて集会	— 市長逮捕・起訴

（出所）筆者作成。

た会場に、バゲリ在アンカラ・イラン大使が招待され、トルコにおけるイスラーム体制樹立を呼びかける演説を行った⁽²⁹⁾。勢いづいていた福祉党は、世俗主義を擁護する軍が戦車を用いて行った示威行動にも動じなかつた⁽³⁰⁾。

軍部はついに2月末、国家安全評議会において文書による警告を発した⁽³¹⁾。会議で軍部は、イスラーム派勢力の伸張と世俗法の形骸化を議題に上げた。軍部側から提出された声明は、世俗主義的憲法と法律の厳格な適用やEUへの正式加盟努力などを要求、その対策として、教育における世俗主義の徹底、宗教教育や教団への監督強化、宗教の政治的利用の禁止、空気銃売買の取り締まりなど20項目を列挙した。声明は最後に、列挙された対策が実行されなければ「制裁」が議題に上ることを明記していた。

世論の多数派および主要野党は、マスコミに流れたこの声明を支持したが、それは野党勢力の無力を物語っていた。わずか2割の得票率しかない福祉党を相手に、何らの戦略も代替政権構想も示せず、国民の信頼を失っていた。福祉党に対抗する勢力として残っていたうち最強のものは、軍部だった。近年職業軍人化傾向を強めていた軍部は、その意に反して政治の舞台に引き戻されることになった。もう一つの勢力は、市民社会組織だった。それはエルバカン政権に対して強制力はもたなかつたが、組織的基盤の広さで政権に対する圧力となつた。

エルバカン首相は抵抗姿勢を示した後に声明へ署名はしたものの、声明内容をほとんど実施しなかつた。これはエルバカン政権と軍部の緊張関係をさらに高めたが、軍部は暗示的言及にもかかわらず、軍事クーデターを安易に実行するわけにはいかなかつた。それは、国内において軍部の非合法的な政治介入を望まない声が強かつたとともに、国際社会、特にEUに対してトルコ民主主義が再度後戻りしたとの口実を与えるからである。軍部は2月末以降、エルバカン政権の対応を監視し最悪の事態に備える一方、国家安全評議会やマスコミを通じてイスラーム派台頭に世論を喚起する役割を担つた⁽³²⁾。

軍部が実力行使をしづらい立場にあり、野党も分裂した状況で、直接行動が可能だったのは、市民社会組織だった(表12)。なかでも中心的な役割を果

表12 市民社会組織の政治行動（1997年1～7月）

日付	市民社会組織名	種類	事例 (*は論説、CSは「市民社会」を示す)	主体性
1/21	DİSK	労働者	「社会浄化」で野党第一党の祖国党を支持	
1/24	明記なし	一般	4年前に暗殺された新聞記者追悼集会に参加	○
1/26	明記なし	一般	4年前に暗殺された新聞記者追悼集会に参加	○
1/26	明記なし	一般	CSが強くなっていると政治家が発言	
2/02	Türk-İş	労働者	左派2政党の共闘呼びかけ	○
2/02	明記なし	一般	CSによる民主体制擁護運動を国会議長が支持	
2/04	TESK	商人・職人	世俗主義への危機を訴え、左派2政党の共闘呼びかけ	○
2/04	Türk-İş	労働者	左派2政党の共闘呼びかけ	○
2/04	DİSK	労働者	民主派に労組への支持訴え	○
2/05	明記なし	一般	国会議長がCS組織との会見で民主・世俗主義擁護	○
2/06	大学教員連盟	教育界	世俗主義擁護のために議会関係者と会見	○
2/06	Türk-İş	労働者	世俗主義が危機にあることを警告する書簡を首相に送る	○
2/06	トルコ母親連盟	婦人	アタテュルク廟参拝	○
2/06	イスタンブル女性組織同盟	婦人	イスラーム体制を鼓舞した駐ト・イラン大使に抗議声明	○
2/06	Türk-İş	労働者	国軍幹部がCS組織に、世論形成を要請	
2/06	Metal-İş	労働者	国軍幹部がCS組織に、世論形成を要請	
2/06	アタテュルク思想協会	文化	国軍幹部がCS組織に、世論形成を要請	
2/06	アンカラ工業会議所	企業	国軍幹部がCS組織に、世論形成を要請	
2/09	明記なし	一般	政府とCS組織の間に溝、と第一野党党首発言	
2/09	明記なし	一般	世俗主義擁護でCS組織に大きな任務、と国会議長	
2/10	Türk-İş	労働者	大統領の福祉党への警告を支持	
2/10	DİSK	労働者	大統領の福祉党への警告を支持	
2/10	TİSK	企業	大統領の福音党への警告を支持	
2/10	明記なし	一般	大統領と軍部がCS組織に行動を呼びかけ	
2/13	明記なし	一般	*CSによる1分間消灯運動	
2/15	明記なし	一般	民主・世俗主義で世論は憲法裁判所に次ぎCS組織を信頼	○
2/16	明記なし	一般	イスラーム系新聞が、CS組織の運動を反イスラーム的と非難	
2/20	明記なし	一般	東南部の10市長が、地方自治とCSの視察のために渡米	
2/23	明記なし	法曹界	トルコ弁連主催の集会で、福音党出身法相の辞任要求	○
2/28	明記なし	一般	福音党と軍部・CSの間で高まる緊張	
3/04	イスタンブル婦人団体同盟	婦人	世俗改革3法施行記念集会	○
3/05	TESK	商人・職人	国家安全評議会での世俗体制擁護決議を支持	○
3/05	Türk-İş	労働者	国家安全評議会での世俗体制擁護決議を支持	○
3/05	DİSK	労働者	国家安全評議会での世俗体制擁護決議を支持	○
3/08	明記なし	婦人	世界婦人の日にイスラーム体制反対声明	○
3/10	明記なし	一般	*CSは、世俗主義への挑戦を真の脅威と感じている	○
3/11	バックルキヨイ市民社会同盟	一般	トルコ空軍への爆弾テロをCS組織が非難	○
3/21	イスタンブル歯科医師会	専門技術者	公共放送委員会のTV放送禁止決定を非難	○
3/21	人権協会	人権	公共放送委員会のTV放送禁止決定を非難	○
3/21	建築会議所	専門技術者	公共放送委員会のTV放送禁止決定を非難	○

3/21	アタテュルク思想協会	文化	公共放送委員会のTV放送禁止決定を非難	○
3/30	Türk-İş	労働者	義務教育の8年制化に賛成	○
3/30	DİSK	労働者	義務教育の8年制化に賛成	○
3/30	TESK	商人・職人	義務教育の8年制化に賛成	○
3/30	アタテュルク思想協会	文化	義務教育の8年制化に賛成	○
3/30	トルコ市民社会組織同盟	一般	義務教育の8年制化に賛成	○
4/01	トルコ商工会議所同盟	企業	政府の退任を要求	○
4/02	トルコ商工会議所同盟	企業	政府の退任を再度要求	○
4/02	海運会議所	企業	政府の退任を要求するトルコ商工会議所同盟を支持	○
4/02	イスタンブル商業会議所	企業	政府の退任を要求するトルコ商工会議所同盟を支持	○
4/02	イスミル商業会議所	企業	政府の退任を要求するトルコ商工会議所同盟を支持	○
4/02	アンカラ工業会議所	企業	政府の退任を要求するトルコ商工会議所同盟を支持	○
4/02	サムソン商品取引所	企業	政府の退任を要求するトルコ商工会議所同盟を支持	○
4/02	サムソン商工会議所	企業	政府の退任を要求するトルコ商工会議所同盟を支持	○
4/02	アダナ商業会議所	企業	政府の退任を要求するトルコ商工会議所同盟を支持	○
4/02	チャンクル商工会議所	企業	政府の退任を要求するトルコ商工会議所同盟を支持	○
4/07	明記なし	一般	野党国会議員が、政治からCS組織を排除するなど発言	○
4/11	イスタンブル婦人団体同盟	婦人	義務教育の8年制化などの要求書を各政党党首に渡す	○
4/14	DİSK	労働者	国家と暴力組織の繋がりを糾弾する集会を共催	○
4/14	TESK	商人・職人	国家と暴力組織の繋がりを糾弾する集会を共催	○
4/19	明記なし	一般	刑務所長がアトリエ開設の支援をCS組織に要請	○
4/23	Türk-İş	労働者	政府の退陣を要求	○
4/23	DİSK	労働者	政府の退陣を要求	○
4/23	KESK	労働者	政府の退陣を要求	○
4/23	トルコ公務員労組	労働者	政府の退陣を要求	○
4/23	トルコ商工会議所同盟	企業	政府の退陣を要求	○
4/23	TİSK	企業	政府の退陣を要求	○
4/23	TÜSİAD	企業	政府の退陣を要求	○
4/23	明記なし	一般	野党党首、政党やCS組織などに政治的打開を呼びかけ	○
4/25	明記なし	一般	野党議員、政治的打開にCS組織などに責務があると発言	○
5/03	明記なし	一般	国軍統合参謀本部の安全保障問題報告会に出席	○
5/05	明記なし	一般	警察庁長官が、交通事故対策でCS組織等に協力要請	○
5/06	明記なし	一般	第一野党党首が、イスタンブルのCS組織を訪問	○
5/07	明記なし	一般	反体制派の刑死25周年記念に参加	○
6/05	明記なし	一般	左派野党がCS組織との連帯を党内の議題に	○
7/02	アタテュルク思想協会	文化	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/02	現代生活支援協会	文化	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/02	68年世代同盟財團	人権	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/02	アンカラ大学政治学部同窓会	教育界	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/02	トルコ・オペラ・パレー 団員基金	文化	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/02	ビルスルタンアブダル協 会	宗教	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/02	教師連盟	教育界	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/02	大学教員連盟	教育界	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○

7/02	国民文化協会	文化	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/02	現代教育財団	教育界	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/02	アナトリア中等学校協会	教育界	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/02	ハ・ジュベク・タ・シュヴェリ・アナトリア文化普及協会	宗教	197のCS組織を代表して新政権に世俗主義擁護など要求	○
7/03	明記なし	一般	シヴァス事件追悼式に参加	○
7/06	197組織の代表	一般	義務教育8年化について閣外与党党首と会見	○
7/19	明記なし	一般	正道党離党議員が、CS組織との対立回避を進言したと証言	
7/21	明記なし	一般	地方自治で、CS代表などから成る県経済社会評議会構想	
7/31	アタチュルク思想協会	文化	義務教育8年化抗議行動と記者への攻撃をCS組織が糾弾	○
7/31	トルコ弁連	法曹界	義務教育8年化抗議行動と記者への攻撃をCS組織が糾弾	○
7/31	イスタンブル弁連	法曹界	義務教育8年化抗議行動と記者への攻撃をCS組織が糾弾	○
7/31	トルコ医師会同盟	専門技術者	義務教育8年化抗議行動と記者への攻撃をCS組織が糾弾	○
7/31	アンカラ歯科医師会議所	専門技術者	義務教育8年化抗議行動と記者への攻撃をCS組織が糾弾	○
7/31	大学教員連盟	教育界	義務教育8年化抗議行動と記者への攻撃をCS組織が糾弾	○
7/31	現代法曹連盟	法曹界	義務教育8年化抗議行動と記者への攻撃をCS組織が糾弾	○

(注) ○印は市民社会の主体的な行動であることを示す。

(出所) *Hürriyet*紙、1997年1月1日～7月31日付より筆者作成。

たしたのは、労働組合と企業家団体である(表13)。市民社会組織は1月にはまだ国家犯罪の糾弾に活動の力点をおいていた。「社会浄化」で野党第一党の祖国党の支持を決定したり、国家の関与が指摘される4年前の暗殺の被害者である新聞記者ウーウル・ムムジュの追悼集会に参加していた。

それが2月から3月初めになると、力点は世俗主義の擁護に傾いていく。当初、(労働・職業団体を中心とする)市民社会組織が求めていた野党勢力の結集は、野党内部の確執、特に二つの中道左派政党間の主導権争いにより実現しなかった。このため、市民社会組織は自らが直接行動により、世俗主義擁護を訴えることになった。労組は世俗主義が危機にあることを警告す

表13 政治行動の組織別件数

組織の種類	件数
一般	29
労働者	18
企業	15
文化	8
教育界	7
婦人	5
法曹界	4
専門技術者	4
商人・職人	4
人権	2
宗教	2

(出所) 表12より筆者作成。

る書簡を首相に送付した。婦人団体は世俗主義の象徴であるアタテュルク廟に参拝、イスラーム体制を鼓舞した駐トルコ・イラン大使へ抗議、世界婦人の日にはイスラーム体制反対声明を出した。トルコ弁連主催の集会では、福祉党出身カザン法相の辞任が要求された。

市民社会組織は、世俗国家エリートと連帯した。大統領、国会議長、軍部は、市民社会組織の主張を支持、政治行動を喚起した。その一方、労働・企業団体は大統領による福祉党への警告を支持、労働・職業団体は国家安全評議会での世俗体制擁護声明を支持、住民団体はトルコ空軍施設への爆弾テロを非難した。

それまで寡占体制が批判されていたメディアも、言論の自由と世俗主義擁護のために市民社会から支持を受けた。3月半ばの公共放送委員会による民放カナルDへの放送禁止命令は、イスラーム派政権による言論抑圧として専門家・人権・文化諸団体の強い批判を受けた。同命令は、カナルDが、医師による患者への性的虐待行為を扱ったことに対し、与党の意向がより強く反映される（院内会派が議席比率に応じた委員任命枠をもつため）公共放送委員会が緊急会議で決定したもので、世俗派主流のメディアを標的にした与党の「政治的決定」と解釈された。

市民社会組織の反政府運動は3月末から4月一杯にかけて最高潮に達した。義務教育の8年制化と政府の退陣を、ほとんどすべての主要市民社会組織が連帯して要求した。特に企業団体と労働団体が一致して政府の退陣を要求したことは政府、特に経済界の利益を代表する連立第二与党の正道党に大きな打撃を与えた。正道党を後日離党した議員は、市民社会組織との対立を回避するように、このとき党執行部に進言したと証言している (*Hürriyet*紙、1997年7月19日付)。すでに軍部主導の国家安全評議会決議を受けて世俗路線堅持の姿勢を強めていた正道党指導部は、福祉党との連立解消論に傾いていった。

これをきっかけに5月以降、政治の舞台は議会に戻った。野党は正道党から十分な造反者がいることを予測して内閣不信任案を準備した。一方、チルレル正道党党首は「党内世論をまとめきれない」ことを理由にエルバカン首

相に首相交代制⁽³⁴⁾の繰り上げ実施を要求、エルバカン首相は6月17日、辞任に追い込まれた。その後、デミレル大統領から組閣要請を受けた⁽³⁵⁾議会第二党のユルマズ祖国党党首は、正道党を除く世俗諸政党をまとめることに成功、三派(中道右派2党と中道左派1党)連立少数派内閣を、中道左派政党の閣外協力を得て樹立した。

市民社会組織は7月以降、新政権に全般の支持を与えるとともに、197の加盟組織からなる市民社会組織連合を中心に、義務教育8年制化などの世俗主義擁護政策を要求した。そして義務教育8年制化へのイスラーム勢力による反対運動や、それを取材中の報道関係者への警官の暴行を強く非難した。また、義務教育8年制化に伴う財政負担を軽減するための寄付活動をマスコミとともに展開した。市民社会組織はより持続的な行動を開始した。

おわりに

トルコ政治において、市民社会は1990年代に注目を集めようになった。本章では(1)その理由、(2)市民社会組織の実態、(3)市民社会組織の政治運動を考察した。

まず「なぜ今、市民社会か」の第1の理由は、市民が既存の政党・政治家および国家への信頼を喪失し、自らが組織化して行動しなければならないとの認識に至ったことである。第2に、トルコの民主化の対象は、1980年代は議会政治が中心であったが、90年代になると市民的権利・自由にまで及んできた。第3に、80年代以降にイスラーム運動が台頭し、市民社会における重要な領域を占めるようになった。しかし、イスラーム派首班連立内閣によるイスラーム化政策は、それに反対する世俗的市民社会組織とそれを支持するイスラーム勢力に、市民社会を両極化させた。

次に、市民社会組織の実態をその規模と目的から概観し、トルコの場合は歴史・政治的理由から職域自律的団体の比重が高いことなどを明らかにした。

さらに、市民社会組織についての問題を、国会の議論（口頭・文書質問、議題外発言、議会調査動議）をもとに調べた。規制が比較的緩やかである財団については、設立目的以外の活動や不正行為が問題とされたのに対し、活動がより制限されていた労働組合や社団では、その権利の回復と拡大が求められていた。

さらに、市民社会組織の政治活動が1995年7月の憲法改定で解禁されて以降、市民社会組織が示した最初の主要な政治的行動である反政府運動を取り上げ、トルコの市民社会組織のもつ潜在力とその主要な構成要素について考察した。96年6月発足のイスラーム派の福祉党首班連立政権がほぼ1年で崩壊した大きな理由は、世俗体制擁護で団結した市民社会組織が政権への辞任要求を突きつけたことであった。

〔付記〕 本稿は、平成9年度文部省科学研究費補助金研究「現代イスラーム世界の動態的研究」の成果の一部である。本稿の執筆にあたっては、トルコ国会図書館（TBMM Kütüphanesi）のAli Rıza Cihan氏, Sevgi Korkut氏, Ferda Uncular氏, Nurhayat Yaşar氏, Nuran Dağlı氏, Şahin Akdağ氏, Nafiz Kurt氏にお世話になった。ここに記して感謝したい。

〔注〕

- (1) 詳しくは、間寧「トルコにおける連立政権 1991～95年」（『現代の中東』第19号、1995年9月）31～40ページ。
- (2) 詳しくは、間寧「トルコの混迷する連立政権」（『現代の中東』第21号、1996年9月）36～46ページ。
- (3) Binnaz Toprak, "Civil Society in Turkey," in Augustus Richard Norton ed., *Civil Society in the Middle East, Volume Two*, Leiden: E.J. Brill, 1996, p. 97.
- (4) 放送局は海外にあるため、トルコの法律の適用を逃れることができた。
- (5) 1994年で（全国・地方紙を合わせた）日刊紙の数は57、発行部数は268万部である。UNESCO, *Statistical Yearbook*, 1996, Table 7.9.
- (6) Gerard Groc, "Journalists as Champions of Participatory Democracy,"

in M. Heper and A. Evin eds., *Politics in the Third Turkish Republic*, Boulder: Westview Press, pp. 199-210.

- (7) この部分は、間寧「組織化の第四の波？」（岩崎育夫編『アジアと市民社会——国家と社会の政治力学』アジア経済研究所、1998年）に大幅に加筆したものである。
- (8) Toprak, "Civil Society in Turkey," p. 107.
- (9) Richard Tapper, "Introduction," in Richard Tapper ed., *Islam in Modern Turkey*, London: L.B. Tauris, 1991, p. 10.
- (10) 別表1からもわかるように、聖職者養成校の大部分は、民間が建設し、国家に寄贈している。

別表1 イスラーム聖職者養成校の建設形態*

建設形態	学校建物数
国家が建設	38
国家・市民の共同建設	77
国有財産の一時的利用	22
社団・財団が建設	261
合計	398

(注) * 時期は明示されていない。

(出所) A. Baki Mert-Çınar Bahçacı, *Türkiye'de Din Eğitimi*, Ankara: Türk Demokrasi Vakfı, 1995, Tablo 13.

- (11) A. Baki Mert-Çınar Bahçacı, *Türkiye'de Din Eğitimi*, Ankara: Türk Demokrasi Vakfı, 1995, p. 29.
- (12) 1988年では、全国の大学法学部入学生2674人のうち313人(11.7%)が、全国の大学政治学部入学生1372人のうち199人(14.5%)が、聖職者養成校出身者だった(Zekai Baloglu, *Türkiye'de Eğitim*, Türk Sanayicileri ve İşadamları Derneği, 1990, p. 137, Tablo 99 and 100)。
- (13) トルコは、1997年8月、義務教育の期間をそれまでの5年から一貫制の8年に延長する法律を成立させた。イスラーム派首班内閣の後を受けた中道右派首班内閣が、8月16日に法案を成立させたのである。8年制一貫義務教育は、トルコ軍部が2月末の国家安全評議会で当時のイスラーム派首班内閣に要求したうちの主要項目だった。それはまた、73年に教育基本法が成立して以来四半世紀にわたりトルコ歴代政権が（宗教勢力への配慮から）実現に失敗してきた懸案でもあった。

中学校教育が義務化することは、現存の聖職者養成校の中等科（3年制）が廃止され、高等科（4年制）だけ残されることを意味する。トルコの軍部を含む世俗エリートは、聖職者養成校卒業生の近年の急速な増加がトルコ社会のイスラーム化やイスラーム派政党支持基盤の拡大につながっているとの危機感から、義務教育8年化を強く求めていた。これに対しイスラーム派勢力は、信仰心を植え付けるのに高等科からの宗教教育では「手遅れ」であるため、全国各地でのデモや請願活動で、聖職者養成校中等科廃止に強く反対した。

- (14) Tapper, "Introduction," p. 10.
- (15) Toprak, "Civil Society in Turkey," p. 108.
- (16) 義務教育8年化法案採決で祖国党の党議拘束を破って反対票を投じ、党籍一時剥奪措置を受けたために離党、中道右派の院外政党である民主党に入党した後に総裁に選出された。同党唯一の国会議員である。
- (17) Ümit Cizre Sakallioğlu, "Parameters and Strategies of Islam-State Interaction in Republican Turkey," *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 28, No. 2, May 1996, p. 244.
- (18) "Radikal İslam karşısında yükselen ılımlı yeşillik!" *Nokta*, Mart 9-15, 1997.
- (19) スルジュの分派であるフェトゥラーチュの指導者。
- (20) "Tarikatlar, sivil toplum örgütlerine dönüştürülüsün mü?" *Nokta*, Ocak 19-25, 1997.
- (21) ここで用いる社団は、正確には非営利社団の意味だが、本章では便宜上「社団」と称する。社団法（法律第2908号、1983年成立）では、社団を「利益分配以外の、法律で禁止されていない明確で共通の目的を実現するために、最低7人の自然人が、その知識と労働を継続的に一体化することにより結成する」ものと定義している。
社団設立は、内務省への届出制であるが、内務省の監督権限は強い。まず、内務省は社団の設立届けを事後審査し、定款が憲法や社団法に抵触している（トルコの一元的国家体制や公的秩序を脅かしたり、地域、人種、社会階級、宗教、宗派に依拠している）と判断した場合には、司法府に社団の解散請求を行う。さらに、内務省は社団役員の不正を理由とした一時解任権限、非常事態における社団の活動停止権限をももつ。ただ、解散権限は、司法府にある。
- (22) 公的職業団体のいくつかは、オスマン帝国末期に自発的に形成された職業団体を元にしている。1940年代末から政府は既存の職業団体について設立法を定めて法の網を掛けるとともに、新たな職業団体を法により設立した。公的職業団体の憲法上の地位は、61年憲法が、それが法により設立され、内部役員を互選することなどを定めたことで初めて確立された。より詳細な現行82年憲法第135条は公的職業団体を、特定の職業にある者が(1)共同して必要を満たすこと、

(2)職業活動を容易にすること、(3)職業の全般的利益に沿った発展を実現すること、(4)職業人の相互および市民との関係で誠実さと信頼が旨となるよう職業規律・倫理を堅持することを目的として、(5)法により設立され、内部役員が(6)法の示す方法で司法監視下で(7)秘密投票で互選される(8)公的法人である、と定義している。公的職業団体は（起源は別として）法的には公私両方の性格をもつが、公的性格がより強い。公的職業団体は、職業活動に関して法により広範な規制権限を与えられており、民間部門就業者が公的職業団体に加盟せずに職業活動することは不可能であるといわれる。

- (23) "Sendikalaşma," in '95-'96 *Petol-İş*, Ankara: Petol-İş, 1995, pp. 517-532. なお、低い組織率の背景には、公務員の団結権が1971年以降認められていなかったことや、就業者のなかで無賃家族労働者が常勤給与所得者とほぼ同じ比率（約3割）を占めることがあげられる（別表2参照）。

別表2 就業形態別人数（1994年10月）

就業形態	常勤給与 取得者	非常勤給 与取得者	雇用者	自営業者	無賃家族 労働者	総就業者
人数（1,000人）	6,486	1,874	1,071	5,172	5,793	20,396
比率（%）	31.8	9.2	5.3	25.4	28.4	100.0

（出所） State Institute of Statistics, *Household Labour Force Survey Results, October 1994*, Ankaraより筆者作成。

- (24) これらの組織は財団や社団に比べて組織の平均的規模が大きい（第2節1参照）。このため、トルコのデータよりも7カ国平均データが過大評価されているはずである。にもかかわらず、トルコのデータが7カ国平均データを大きく上回っていることは、トルコにおける業界・職業団体、組合の比率が、7カ国平均比率よりも実際に高いことをうかがわせる。
- (25) 業界・職業団体、組合は、村松らが呼ぶ「セクター団体」にあたる。日本の団体形成において、セクター団体（社会の経済的・職業的な構成を反映している団体）から政策受益団体（政府の活動にその存在が依存している団体）へ、そして価値推進団体（その価値体系が体制のなかに深く根を下ろしていない団体）へという設立件数増加のサイクルが戦前・戦後を通じてみられることが指摘されている。村松岐夫・伊藤光利・辻中豊『戦後日本の圧力団体』東洋経済新報社、1986年の「第2章 団体の形成——そのサイクル」参照。
- (26) 国立病院の比率は、ベッド数でみると全病院の77.2%にも達している（別表3）。
- (27) 公務員の団結権は、1982年憲法では言及がない（肯定も否定もされていない）

が、内務省の通達により運用上剥奪されていた。ようやく95年7月の憲法改正で、「別途法律により定められる」ことが明記された。

別表3 トルコの病院*(1996年)

所属	病院数	ベッド数
保健省	682	78,347(50.3%)
国防省	42	15,900(10.2%)
社会保障局	115	25,359(16.3%)
大学	35	22,056(14.2%)
他の省庁	2	680(0.4%)
市	6	1,218(0.8%)
国営企業	10	2,217(1.4%)
社団	15	1,263(0.8%)
外国	5	609(0.4%)
少数派	5	934(0.6%)
民間	159	7,236(4.6%)
合計	1,076	155,819(100.0%)

(注) * 入院施設のある医療機関。

(出所) T.C.Sağlık Bakanlığı, *Sağlık İstatistikleri 1996*, <http://www.saglik.gov.tr/>, 1997より筆者作成。

- (28) トルコでは、教団(tarikat)は禁じられている。ただ、実態としては宗派別教団が存在し、活動している。
- (29) ヴェール・スカーフ着用解禁の法令改定は、連立相手である正道党の閣僚や幹部の反対により実現しなかった。断食月の就業時間繰り上げの閣令も、公務員法に抵触する理由で、行政裁判所から執行停止判決を受けた。「私的警護団」についても、政党法で禁止されている制服着用を理由に、検察は福祉党支部役員の解任命令を出した。シンジャン市長については、公安検察が警察に逮捕・取り調べを命令し、連立第二与党・正道党のアクシェネル内務相が暫定解任措置をとった。
- (30) 軍部は集会から3日後、シンジャン市に戦車20台、兵員輸送車15台を走らせ、福祉党に警告を発した。軍部は外務省にも圧力をかけ、福祉党が懇意にしていたイラン外交官に対して強硬措置をとらせた。トルコ外務省は、イランの在アンカラ大使と在イスタンブル総領事に対して国外退去を要求した。イラン外務省が、トルコの在テヘラン大使と在ウルミエ総領事への国外退去要求で応酬すると、トルコ外務省はさらに、在エルズルム・イラン総領事についてペルソナ・ノングラータを宣言した。

- (31) 同評議会は憲法で規定されている国家機関で、国の安全保障に関する答申を内閣に対して行う。大統領が主宰するが、内閣から首相を含む4名に対して、国軍から5名（参謀総長および4軍の長）が参加する、軍部の影響力が強い機関である。
- (32) 国家安全評議会での軍部の行動は、憲法に基づいてなされた合法的なものとして世論の大半から支持されていた。
- (33) 国軍幹部は2月6日、市民社会組織に対して世俗主義擁護の世論形成を要請している（表12）。
- (34) 福祉党と正道党の連立議定書では、福祉党党首と正道党党首が同期間ずつ首相を務めることが定められていた。
- (35) 首相の任命権は大統領にある。大統領は慣例として、議会第一党の党首を首相に任命する。議会第一党の総裁であるエルバカン首相が辞任したため、第二党の党首であるユルマズを首相に任命したことは、慣例に沿っているといえる。なお、正道党は、相次ぐ離党者により、議会発足時の第二党から第三党に転落していた。